

【令和元年(平成31年)度工事検査における注意事項等について】

工事検査時に注意、指摘事項は次の通りです。今後の施工計画書、完成図書の作成及び施工管理等の参考としてください。

I. 施工管理及び出来形

1. 施工管理

- ①. 施工計画に関すること
 - a 共通事項
 - ・ 他工事の使い回しで現場条件、現場特性(工事特性)、設計図書を反映した施工計画書となっていない。
 - ・ 設計図書の照査結果を基に施工計画書の作成が行われていない。(結果報告が遅い)
 - ・ 契約変更後の変更施工計画書の提出がされていない(数量変更、工期のみの変更を除く)
 - ・ 営繕工事で総合施工計画書の提出はされているが、主要工事にもかかわらず、工種別施工計画書が作成提出されていない。
 - b 配置技術者
 - ・ 主任(監理)技術者が下請け任せで、現場を良く把握できていない。
 - c 現場組織表及び体系図
 - ・ 体系図に記載すべき下請負業者が記載されていない。
 - ・ 「1次下請(建設業)合計」欄は、建設業の請負金額の合計であって、建設業以外の請負金額を加算しないこと。
 - ・ 建設業で記載すべき下請負業者を建設業以外で記載している。(建設業無許可業者、現場内のクレーン業者、コンクリート圧送業者、潜水業者等)
 - ・ 建設業以外とは、伐採業者、警備会社、運搬会社、調査会社等をいう。
 - ・ 下請負契約金額と体系図の請負金額が異なる。
 - d 安全管理
 - ・ 安全訓練(教育)、災害防止協議会等の議事録の整理がされていない。(手書きで問題ない)また、参加者のサイン欄は直筆が望ましい。
 - ・ 安全訓練(教育)の実施が作業員全員の参加により月当たり、土木工事では半日以上また、営繕工事では定期的実施されていない。
 - ・ 災害防止協議会が関係請負人が参加し、定期的に開催されていない。
 - ・ 車両系建設機械(ブルドーザ、ブレーカ、コンクリートポンプ車、ローラー、バックホウ等)の作業計画書が作成されていない。
 - ・ 作業主任者の選任し配置しなければならない作業で選任配置がされていない。
 - ・ 新規入場者教育を受けず現場に入場している作業員がいる。
 - ・ 地下埋設物、架空線等について、調査結果の提出がされていない。
 - ・ 作業中止の基準で、悪天候時の定義として風、雨の基準はあるが、地震の項目及び基準がない。
 - e 施工方法
 - ・ 使用機械の規格、使用材料の規格寸法等が記載されていない。
 - ・ 記載された施工手順と現場の施工方法が一致していない。
 - ・ 変更契約で追加、削除された工種の修正がなされていない。(施工方法や出来形、品質管理計画)
 - ・ (仮設水道管、道路改良工事で水道管布設替え、マンホール設置また、解体工事で仮設足場等)
 - ・ 生コンクリートの養生期間、脱枠の時期が記載されていない。
 - ・ 設計図書の照査で判明した現場との相違が確認できる資料の提示または、提出がされていない。
 - ・ 「十分に施工する」「入念に締め固める」「念入りに施工する」などの表現は抽象的で詳細が分からない。
 - f 現場の就業時間
 - ・ 就業時間の合計を記載してください。(就業時間＝作業時間＋休憩時間)
 - g 出来形管理計画
 - ・ 建設工事施工管理基準、農業土木施工管理基準等に基づいた管理が行われていない。
 - ・ 管理規格値の誤記が多い。
 - ・ 施工規模、管理回数、管理測点等が記載されていない。
 - h 品質管理計画
 - ・ 上記出来形管理計画に同じ
 - i 写真管理計画
 - ・ 建設工事施工管理基準、農業土木施工管理基準等に基づいた管理が行われていない。
 - ・ 撮影回数、頻度が記載されていない。
 - j 施工関係資料
 - ・ 特定建設作業を行っているが、特定建設作業実施届出書の提出がされていない。
- ②. 使用材料に関すること
 - a 使用資材について

- ・ 建設資材使用報告書に、記載必須の資材(アスファルト合材・生コンクリート・砕石類・コンクリート二次製品)は記載されているが、それ以外の記載任意の資材についても記載をお願いします。
 - ・ 建設資材使用報告書、下請企業使用報告書の発注番号は、公告、契約変更申込書、入札執行通知書の右肩上の番号を記載ください。なお様式については、市HPからダウンロードください。(例:R02KS〇〇〇OK〇〇〇〇)
 - ・ 鉄筋鋼棒でSD345を使用すべきところを295Aを使用している。(土木工事のみ)
 - ・ 生コンクリートの配合計画書の打設箇所が記載されていない。
- ③. 建設廃棄物に関すること
- a 建設廃棄物処理委託契約
- ・ 廃棄物の契約漏れがある。
 - ・ 収集運搬・処分費用の合計予定金額が記入されていない。
 - ・ 廃棄物収集運搬車の両側に産業廃棄物収集運搬車であることの表示がされていない。
 - ・ 収集運搬作業を下請負契約と建設廃棄物処理委託契約書の両方で契約している。【二重契約】
 - ・ 工期延長に伴う契約変更が行われていない。(契約期間外に収集運搬・処分を行っている)
- b マニフェスト
- ・ 収集運搬を委託した際に、B1票(運搬業者の控え)、C2票(処分終了後10日以内に、処分業者から運搬業者に返送され、処分終了を確認)を運搬業者が保管せず、排出業者が保管している。
 - ・ 廃棄物マニフェストの数量が全部同じ数量となっている。
- c 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書
- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表の合計数量と「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)の再生資源利用促進実施書(様式2)との数量が一致しない。
 - ・ 廃棄物の重量換算係数値が記載されていないので、マニフェスト総括表から再生資源利用促進実施書の発生量が導けない。
 - ・ 再生資源利用実施書で再生資源利用率が正確に計算されていない。(再生資源利用量が入力されていない)
- d 特別管理産業廃棄物
- ・ PCB(ポリ塩化ビフェニル)を使用した機器を適切に処理したか確認できない。
- e フロン回収
- ・ 回収量と破壊量の数量の差が大きい。
- f 再生資源等報告書
- ・ 特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、建設発生木材A、アスファルトコンクリート塊)以外の記入がされている。
- ④. 建設業退職金共済制度に関すること
- a 辞退届
- ・ 辞退業者の辞退届(理由書)の提出がされていない。
- ⑤. 施工体制台帳に関すること
- a 施工体制台帳
- ・ 作成日の未記入、請書の日付けと台帳との整合が取れない。工事内容の誤記がある。
 - ・ 保険加入の有無で「加入・未加入・適用除外」の誤記がある。
 - ・ 下請負人の主任技術者の誤記がある。また、資格雇用の確認ができない。
 - ・ 主任(監理)技術者の資格者証、実務経験年数が確認できない。また、雇用を証明する書面が確認できない。
 - ・ 主任(監理)技術者の配置が適切でない。(他工事の専任技術者となっている)
 - ・ 下請業者との契約書(注文請書)の写しが添付されていないため契約事項が確認できない。
 - ・ 建設業の無許可業者が請負った工事でも施工体制台帳の作成が必要です。
 - ・ 下請負人が請負った契約書
 - 1) 契約日が遡り契約となっている。
 - 2) 変更契約時に変更前の契約金額の増減でなく、総額で契約変更を行っている。
 - ・ 下請代金内訳書
 - 1) 各種保険料(労働保険料、雇用保険料、健康保険料、年金保険料)が含まれているか記載がない。
 - 2) 契約数量は、一式表記でなく数量総括表の数量で表記してください。
 - 3) 見積書は、下請負代金内訳書の代りになりませんので添付しないでください。
 - 4) 諸経費計上が一式で一般管理費、共通仮設費、現場管理費と区分されていない。
 - 5) 値引き(端数調整)を行っている。
 - 6) 下請業者を偽造し下請代金内訳表を作成している。
 - ・ 下請工事の完了確認
 - 1) 下請業者の作業成果の確認が書面で行われていない。
- ⑥. 作業日報に関すること
- a 記載内容が不足している。
- ・ 巡視記録等の安全活動が記録されていない。(巡視時間含む)
 - ・ 下請業者との打合せ事項が記録されていない。

- ・ 下請業者の確認サインが直筆でない。
- ・ 現場代理人、主任(監理)技術者の確認サインがない。
- ・ 工期期間内は、現場作業が無くても日誌を作成してください。
- ・ 資材の搬入出状況、行事予定(安全訓練、店社ハト、新規入場者教育等)の記録も行ってください。
- ・ 足場の点検記録がない。

2. 工程管理

①. 工程管理

- ・ 計画工程から実工程に差異が生じた場合のフォローアップの具体的な対策が記載されていない。
- ・ 適切な工程管理を行い工期内検査に努めてください。
- ・ 実工程表の100%は、工事完成通知書の報告日となること。
- ・ 完成図書の提出については、適切な工程管理を行い工期内検査を実施するため、早めの提出をお願いします。

3. 出来形管理

①. 出来形管理に関すること

a 共通事項

- ・ 出来形管理の測定項目、測定基準、測定個所の記載漏れがある。
- ・ 建設工事施工管理基準、農業土木施工管理基準等に基づいた管理が行われていない。
- ・ 延長の管理をすべき工種で管理図表を作成していない。
- ・ 基準高で管理すべき工種を管理していない。
- ・ 管理項目及び内容が施工計画書と実施が異なる。
- ・ 管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していない。
- ・ 管理測点が10点未満の場合、工程能力図及びヒストグラムは作成不要です。

b 工種別

- ・ 土工
 - 1) 建設発生土の処理証明書がない。
 - 2) 作業土工の基準高、幅の管理がない。
 - 3) 掘削工、盛土工で法長の管理がない。
 - 4) 盛土工で段切を行っていない。
- ・ 地盤改良工
 - 1) 施工厚さ、延長の管理のみで基準高、幅の管理がない。
- ・ 法面工
 - 1) 法長、延長の管理がない。
- ・ コンクリート擁壁工
 - 1) 均しコンクリートを施工しているが管理項目がない。
- ・ 石・ブロック積工
 - 1) 基礎コンクリートの基準高及び延長の管理がない。
 - 2) 大型ブロック積みで裏込砕石幅の管理がない。
 - 3) 水抜き管の設置箇所が仕様書を満足していない。
- ・ 排水構造物工
 - 1) 自由勾配側溝布設時に高さ調整で敷板を利用し撤去することなく埋戻している。
 - 2) 集水柵の底張り厚の確認ができない。
- ・ 舗装工
 - 1) アスファルト舗装で乳剤散布が均一でない。(ムラがある・端部に塗布されていない。)
 - 2) 基準高のみの管理で幅員、厚さの管理がない。
 - 3) 路盤工で残厚のみの管理で基準高、厚さ、幅の管理がない。
- ・ 区画線工
 - 1) 使用量が設計数量以上使用されているか確認できない。(材料使用量の計算書を添付してください)
 - 2) 厚さ、幅の管理がない。
- ・ 防護柵工
 - 1) 取付け高さの管理がない。
- ・ 河川護岸工事
 - 1) 河床幅の管理がない。
 - 2) 水抜き管の勾配が逆勾配となっている。(2%程度の勾配で設置すること)
- ・ 営繕工事

- 1) 塗装、防水工事等で設計数量以上使用されているか確認できない。また、空缶等の写真と出荷証明書の数量が一致しない。
 - 2) 支持金具等のピッチ写真を撮ってあるが、黒板または、報告書に寸法が記載されていないので確認ができない。
 - 3) 廃棄物の処理フロー図が提出されていないまた、契約内容が処理内容と異なる。
 - 4) 設計図書に示した管材(冷媒管の保温厚)を使用していない。
 - 5) 冷媒管、ドレン管の吊り金具の設置がない。
 - 6) 鉄筋工で型枠完了時にかぶり厚、スペーサの設置数が確認できない。
 - 7) アンカーボルトの強度計算を行っていない。
- ・ 解体工事
 - 1) 躯体外の埋設管撤去管理がない。
 - 2) 基礎解体で基礎杭の引抜解体の管理方法の記載がない。
 - ・ 上下水道工事
 - 1) 上下水管の離隔の管理がない。
 - 2) 舗装工の幅員管理がない。
 - ・ 仮設工
 - 1) 大型土のうの撤去を適切に行っていない。
- ②. 工事写真に関すること
- a 写真管理項目を満足していない
 - ・ 不可視部分の写真がなく、延長、施工手順が確認できない。
 - ・ 工種ごと一式写真の提出が無いものがある。
 - ・ セバ穴を埋めることなく完成写真を撮っている。
 - ・ ブロック積みの全法長写真がない。(取り上げのみでなく)
 - ・ 整理整頓された現場となっていない。
 - ・ 生コンクリートの品質管理で空気量試験、圧縮強度試験結果を示す値が写真で確認できないので、アップ写真をお願いします。
 - ・ 生コンクリートの打設時の締固め状況、打設後の現場養生写真が少ない。
 - ・ 生コンクリートの供試体を採取した場所がわかる写真、現場養生を行っている写真がない。
 - ・ 鉄筋組立で配筋確認が困難な写真が多い。

II. 品質に関すること

1. 出荷証明書、品質証明書

- ・ 出荷証明書、納品書の提出がない。
- ・ 証明書が原本で無く、複写したものを提出している。

2. 工種別

- ・ 共通事項
 - 1) 品質管理の試験項目、試験基準、測定個所の記載漏れがある。
 - 2) 建設工事施工管理基準、農業土木施工管理基準等に基づいた管理が行われていない。
 - 3) 管理項目及び内容が施工計画書と実施が異なる。
 - 4) 管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していない。
 - 5) 管理測点が10点未満の場合、工程能力図及びヒストグラムは作成不要です。
- ・ 土工
 - 1) 路体、路床盛土で現場密度試験による管理が不足している。
 - 2) 路体、路床盛土で1層締固めの仕上がり厚さに誤りがある。
- ・ コンクリート構造物
 - 1) 生コンクリートの運搬、打設時間等の管理がない。
 - 2) 生コンクリートの供試体の採取場所の確認ができない。
 - 3) 脱枠時の強度確認で、現場養生を行ったもので試験を行っているか確認できない。
 - 4) 無筋コンクリート(高炉)で水セメント比が60%以下を使用していない。
- ・ 石・ブロック積工
 - 1) 練ブロック積みの段切部分でプレキャスト基礎底版に生コンを流し込んでいて締固めが十分でない。
 - 2) 県型大型ブロックの施工で、コンクリートブロックの段差部分の胴込みコンクリートが十分な締固めがされていない。
- ・ プレキャストコンクリート製品
 - 1) 製品の目視調査が行われていない。
 - 2) 製品を直置きして保管している。
- ・ 舗装工
 - 1) アスファルト舗装の現場密度の測定を公的機関で行っていない。

- 2) アスファルト量抽出粒度分布試験が公的機関で行われていない。
 - 3) 乳剤の散布量の管理がない。
 - 4) 天候に関係なく雨天日にアスファルトの舗設されている。
 - 5) 路盤工の現場密度の測定が行われていない。
- ・ 鉄筋コンクリート構造物
 - 1) 鉄筋のかぶり厚が確認できない。
 - 2) ガードレール基礎の補強筋が溶接による組立てを行っている。
 - 3) 鉄筋の重ね継手長が確認できない。
 - ・ 防護柵工
 - 1) 製品を直置きして保管している。
 - ・ 貯水槽設置工事
 - 1) 支持地盤の支持力の確認ができない。
 - ・ 宮繕工事
 - 1) 生コンクリートの現場水中養生の状況確認ができない。
 - 2) 鋼材検査証明書(ミルシート)と現場で使用された鋼材が同じものか確認できない。
 - 3) 保全に関する資料の提出がない。
 - 4) 空調機設置工事で気密試験の日時確認のための時計は、時間調整ができる時計を使用せず、電波時計等を使用してください。
 - 5) 生コンクリートの単位水量測定を行っていない。
 - 6) 鉄筋組立でスペーサの配置確認ができない。
 - 7) スラブに合成樹脂製のスペーサを使用している。
 - 8) 鉄骨製作工場のグレードの確認ができない。
 - 9) 高力ボルト接合で締め付け強度の確認ができない。
 - 10) 接着系アンカーの使用期限の確認ができない。
 - ・ 上水道工事
 - 1) 水圧試験で日時確認のための時計は、時間調整ができる時計を使用せず、電波時計等を使用してください。
 - 2) マンホール蓋の高さ調整用モルタルの配合が確認できない。
 - 3) 仮設舗装工でアスファルト合材の温度管理がない。
 - 4) 管閉塞用のモルタル充填剤のフロー試験等がない。
 - ・ 漁港工事
 - 1) 無収縮モルタルの強度試験がない。

Ⅲ. 出来ばえに関すること

1. 工種別

- ・ 排水構造物工
 - 1) 集水桝蓋のボルト締付が行われていない。
 - 2) 側溝蓋に隙間がある。
- ・ 舗装工
 - 1) アスファルト合材が分離して表面仕上げがよくない。
 - 2) 舗装と構造物の擦り付けが良くない。
- ・ コンクリート擁壁工
 - 1) 表面に気泡が多いため、打ち継ぎ目の処理が良くない。
 - 2) ジャンカ(豆板)、コールドジョイント等の不良箇所がある。
 - 3) セバ穴周りの沈下クラックが発生している。
 - 4) 天端に面木を設置することなくコンクリート打設を行っている。
- ・ 石・ブロック積工
 - 1) コンクリートブロックの合端が広い場合、型枠を設置することなく生コンクリート打設を行っている。
- ・ 防護柵工
 - 1) 防護柵のボルトの締め付けが緩い。
- ・ コンクリート二次製品
 - 1) 製品の欠けがある。
 - 2) 製品の切断箇所適切な処置がされていない。(鉄筋に錆がある)
- ・ 宮繕工事
 - 1) 防水工事で水切り勾配がとれていなく、水溜まりが出来ている。
 - 2) 躯体の端部にジャンカ(豆板)、気泡がある。
 - 3) ガラスの留付けのシーリングに打残しがある。

- 4) 塗装部に剥がれまたは、傷がある。
- 5) シーリング材が周りの仕上げ面や建具に付着している。
- 6) 建具の開閉不良がある。
- 7) 解体工事で、地表面にコンクリート塊、アスファルト塊が残っている。

IV. 段階確認に関する事

- ・ 立会確認の手続きを事前に行っていない。(概ね1週間前に行うこと)
- ・ 監督職員が臨場した場合は、状況写真は不要です。

V. 工事打合せ簿に関する事

創意工夫

- ・ 実施する前に協議を行っていない。

VI. 工事実績情報サービス(CORINS)に関する事

- ・ CORINS登録が規定日の10日以内(土曜日・日曜日・祝祭日含まず)に登録していない。また、工期変更(工事中止期間)時に変更申請登録されていない。
- ・ 請負金額の変更時のみは、登録不要です。
- ・ 竣工検査前に竣工登録を行わないこと。

VII. 対外関係に関する事

関係官公庁

- ・ 道路使用許可の申請が行われていない。また、工事期間内継続されて申請されていない。

地元調整

- ・ 地域住民(自治会)への周知を十分行わず工事を実施した。

VIII. その他

完成図書

- ・ 提出の際は、社内検査を実施した後に提出してください。
- ・ 下請業者に作成を任せている。

竣工検査時の対応

- ・ 検査における説明者は、主任(監理)技術者の役目で「実質的な関与」が十分行われたかの確認の場でもあるので、基本的には、主任(監理)技術者が一人ですべての事項を説明できることが必要です。
- ・ 書類検査で下請業者の主任技術者の立会、説明は不要です。(必要とする場合は、事前に監督員にその旨を伝え、了解を得てください。)

建設工事書類スリム化

- ・ スリム化の手引きを作成していますので、活用していただき、工事書類削減に向けた取り組みをお願いします。